

災害時、避難所には様々な方が集まります。小さなお子様から、高齢者の方、外国人の方、アレルギーをお持ちの方や宗教的な配慮が必要な方も安心して食べられる非常食を準備しておかなくてはなりません。本カタログに掲載されている表示マークを参考に備蓄食品の準備をしてください。



特定原材料等(28品目)を使用しておりません。

①アレルギー特定原材料等の名称



えび



かに



小麦



そば



たまご



乳

落花生
(ピーナッツ)

②特定原材料に準ずるもの

あわび

いか

いくら

オレンジ

カシューナッツ

キウイフルーツ

牛肉

くるみ

ごま

鮭

鯖

大豆

鶏肉

バナナ

豚肉

まつたけ

もも

やまいも

りんご

ゼラチン

③特定原材料に準ずるもの + アーモンド

アーモンド

(2019年9月19日、消費者庁はアレルギー表示について「アーモンド」を推奨品目(特定原材料に準ずるもの)に追加するよう規定を改正しました。)



「NPO 法人アジアハラール認証マーク」について

ハラールはアラビア語の言葉、ハラール = ハラル = Halal = より由来されており、直訳は「許可されたもの」です。イスラム教徒(ムスリム)が日常生活において、口にするもの、身に着けるものは、イスラム法で許可されているものがハラールとなります。それ以外のものや活動がハラーム(非ハラール)になります。

一般的に、ハラールは飲食品に対して言われておりますが、以下についてもハラールの条件を満たしていなければなりません。

●飲食品 ●原材料 ●薬品・化粧品 ●加工や物流・調達

そのものがハラールかどうかについて、ハラール監査員(ハラール専門家)が検査して認証を発行します。検査に合格した商品は「ハラール」製品と呼ばれ、ムスリムの消費者が安心して使用することができます。この検査に合格した商品にハラールマークがついています。

出典 NPO法人日本アジアハラール協会HP「ハラールについて」より <https://web.nipponasia-halal.org/>



「日本災害食学会認証マーク」について

趣旨

様々な自然災害によってもたらされる被災生活を支え、健康二次災害の発生防止に役立てることを目的とし、災害食に必要な条件を整理し、消費者の商品選択に資するとともに、備蓄推進に役立てるために災害食の規格化を検討。

出典 一般社団法人日本災害食学会HPより <http://www.mmjp.or.jp/TELEPAC/d-food/certification.html>

日本災害食学会に認証を受けた食品に、 認証ロゴを表示しています。